

令和7年度高島市下水道事業会計補正予算（第1号）案

（総則）

第1条 令和7年度高島市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度高島市下水道事業会計予算第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道マンホールポンプ保守点検業務	令和8年度	40,022千円
宮ノ前・静里・太田真空式ポンプ場および真空弁保守点検業務	令和8年度	17,242千円
農林業集落排水処理施設および朽木浄化センター水質検査等業務	令和8年度	6,072千円
農林業集落排水マンホールポンプ保守点検業務	令和8年度	16,972千円
農林業集落排水処理施設日常管理業務	令和8年度	6,402千円

令和7年11月25日

高島市長 今城克啓